

稲城市告示第80号

稲城市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項後段の規定により次のとおり市道の区域を変更したので、その旨を公示する。なお、同項前段の図面は、この告示の日から2週間、稲城市役所都市建設部管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月5日

稲城市長 高橋勝浩

1 道路の種類 市道

2 路線名及び道路の区域

| 路線名 | 区間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 (m) | 敷地の延長 (m) |
|---------|--------------|--------|--------------|--------------|
| 市道126号線 | 矢野口669番5地先から | 変更前 | 3.03 | 7.38 |
| | 矢野口669番2地先まで | 変更後 | 3.51 | 変更なし |